

健康保険資格喪失証明書

《留意事項》

- ◆この証明書は、全国健康保険協会の任意継続資格取得申出書に添付するものです。
国民健康保険への加入やその他の手続きでは使用できません。
- ◆次の①～③の書類がある場合は、この証明書を作成していただく必要はありません。
 - ①事業主が証明した退職証明書の写し
 - ②雇用保険被保険者離職票写し
 - ③資格喪失届写し
- ◆任意継続資格取得申出書の提出は、退職日の翌日から20日以内です。証明書の準備に時間がかかる場合は、証明書の添付が無くてもお手続きできます。(被保険者証は、日本年金機構での資格喪失処理が完了してからの交付となります。)

被保険者氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
資格喪失年月日 ※退職日の翌日	年 月 日
備考欄	
上記の記載内容に誤りのないことを証明します。	
	年 月 日
事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	Ⓜ
電話番号	()